

いじめ対応マニュアル

見逃さない

見過ごさない

見落とさない



市原市立石塚小学校

目次

いじめ問題に対する石塚小学校の取り組みについて	1
-------------------------	---

第1章 いじめの理解

1 「いじめ」における心理的・物理的な影響を与える行為	2
2 いじめの基本認識	2
3 いじめの進行	2
4 いじめの行動・状況推移課程	3
5 いじめの内容	4
6 ネットに関するいじめについて	5

第2章 いじめに対する措置

1 生徒指導部会について	6
2 学校いじめ問題対策委員会について	6
3 いじめの未然防止	7
4 いじめの早期発見	8
5 いじめへの対処	9
6 いじめ発見と対応の流れ	11

第3章 重大事態への対処

1 重大事態とは	12
2 不登校児童への対処	13
3 重大事態が発生した場合の対応	14
4 いじめに関わる各種記録様式	16
・聞き取り記録(様式1)	16
・いじめ対応に係る事実確認票(様式2)	17
・対応記録(様式3)	18
・事故発生時の一報(様式4)	19
・事故報告書(様式5)	20

第4章 関係機関との連携

1 SCによる相談	21
2 心のサポーターによる相談	21
3 メンタルヘルス相談医による相談	21
4 その他の関係機関相談窓口	22

いじめ問題に対する 石塚小学校の取り組みについて

いじめの定義

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法より】

石塚小学校いじめ防止基本方針

ーいじめ防止のための基本的な考え方ー

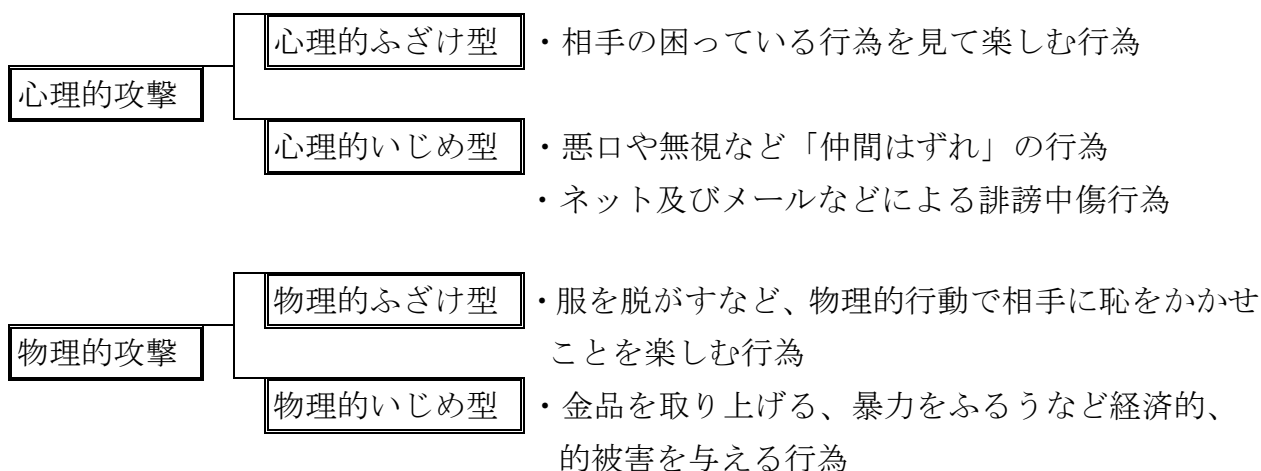
子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝であるにとらえ、児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事であると考えます。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。学校が互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめは、児童にとってその健やかな成長への障害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ(暴力や言動等)を排除する。

第1章 いじめの理解

1 「いじめ」における心理的・物理的な影響を与える行為




2 いじめの基本認識

いじめを許さず、早期対応に的確に取り組むため、教職員、児童、家庭での共通認識を確認する。基本的な認識は以下の通りである。

- ①どの児童にも起こり得るものであり、本校でも起こり得るものである。
- ②人権被害であり、決して許されない行為である。
- ③大人には気づきにくい方法で行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤いじめの態様によって暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- ⑥学校や教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの進行

いじめは児童の平等な関係が崩れ、不平等な関係に進行していく

平等な関係  **不平等な関係**

第1段階

- ・遊び
- ・ふざけ
- ・いたずら

第2段階

- ・いじわる
- ・けんか
- ・からかい

第3段階

- ・心理的攻撃
- ・物理的攻撃

4 いじめの行動・状況推移課程

いじめの状況は概ね下の表のように推移していくが、過程を飛び越えて短期間で被害児童が追い詰められていくこともある。このような痛ましい状況に陥らせないためにも、初期・前期段階でいじめを発見できるよう、教職員は、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保たなければならない。あわせて、石塚小学校では、定期的にアンケート調査や教育相談週間の実施により児童がいじめを訴えやすい体制の確立に努める。

過程		被害児童	加害児童
		個の行動・状況	複数の行動・状況
群れ遊び		◎遊びや生活を通して、互いにふざけたり、じゃれ合ったり、いさかいがあったりする。（「遊び仲間」対等・平等な関係）	
初期	萌芽	度重なるふざけ・からかいなどを不快に感じるようになる。 （支配・服従関係の芽生え）	立場を入れ替えながら、ふざけ、いじわる・からかうなどを行うようになる。 （支配・服従関係の芽生え）
	恐れ	多人数による「いじめ」に恐れを感じるようになる。（支配・服従関係の成立）	ターゲットを固定し、仲間を誘い、複数で「いじめ」を繰り返す。（仲間の存在・安心感）
中期	訴え	周囲の仲間、友達の行動や態度が気になる。（いじめのサイン）	周囲の仲間の反応を気にして見ている。 （「チクリ」の心配）
	諦め	無関心を装い、傍観的な態度を示す友達を見て「訴えを諦める」（強い孤独感）	周囲の動向を見定め、仲間に「いじめ」を示唆・命令する。（自己のいじめの隠蔽）
後期	無力	親や教職員に訴えた後の報復や暴力などを極端に恐れる。 （訴える気持ちになれない状況）	暴力行為などをしばしば繰り返す。 （本人及び周囲に対する「チクリ」の防止策）
	自尊	「いじめ」そのものの事実を自ら否定する。（自尊感情の動揺）	暴力行為の他に金品の強要、使いつ走り等が生じる。（「訴え」「チクリ」絶無の感触）
末期	否定	耐えきれずに「自傷・自殺」等を考えるようになる。 （自己否定の考え方の実行）	暴力行為や金品の強要等が学校内外でますます激しくなる。 （「無法状態」への発展・継続）

5 いじめの内容

いじめの動機

- ①怒りや憎しみ
- ②ねたみ
- ③うっぶん晴らし
- ④性格的な偏り
- ⑤関心をひくため
- ⑥隠された楽しみのため
- ⑦仲間に引き入れるため
- ⑧違和感
- ⑨その他

いじめの手段

- ①暴力
- ②たかり
- ③強制・強要
- ④物隠し・物移動・破壊
- ⑤言葉での脅し
- ⑥誹謗中傷（メール・ネット）
- ⑦冷やかし・からかい
- ⑧使いつ走り
- ⑨集団無視
- ⑩仲間はずれ
- ⑪お節介・親切の押しつけ
- ⑫その他

いじめの構造

誰もが「被害者」「加害者」になる可能性がある

①被害者

いじめを受ける子ども

②加害者

いじめを行う子ども

③観衆

周りで囃し立てる子ども
・いじめをおもしろがる
・時にはいじめに加わる

④傍観者

見て見ぬふりをする子ども
・自分がいじめられないため
・いじめられている子の気持ちが理解できない

※いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りで、囃し立てて喜んでいる「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを助長する存在です。また、いじめは誰もが「被害者」、「加害者」となる可能性があります。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしたりしていると考えられます。

6 ネットに関するいじめについて

☆ネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗中傷が行われ、短期間で極めて深刻な被害となる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、容易に加工できることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に流出した個人情報は回収することが困難で、不特定多数の他者からアクセスされる危険がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話や通信ゲームの利用状況を把握することは難しい。
- ・「LINE」では、外部の目が届きにくいいため些細なトラブルがエスカレートしやすい。

児童への指導内容

- ①誹謗中傷に関する情報を発信することは、いじめであり、決して許されない行為であること
- ②情報を発信した個人は匿名であっても、特定することが可能であり、悪質な場合は犯罪となること。
- ③インターネットを利用する際には、マナーがあり、それらを守ることがインターネットのリスクを回避することにつながること。

保護者への依頼内容

- ①基本的には、携帯電話は持たせないよう推奨する。
- ②携帯電話や通信などは、保護者の監督の下に行うなど、家庭での管理のポイントを周知する。
- ③フィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作りについてなどを奨励する。

関係機関との連携

内房地区少年センターや青少年指導センター等の関係機関から専門的な知識を有する講師を招き、全校児童・生徒や保護者に向けた啓発活動を行う。事例等を紹介し身近な問題であることを実感させる。

第2章 いじめに対する措置

1 生徒指導部会の設置

【名称】	生徒指導部会
【会議の開催計画】	毎月1回・月曜日の放課後
【構成メンバー】	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年主任
【部会の役割】	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月の生活目標や具体的な取り組み等について話し合う。・ 生徒指導上の課題・問題を詳細に確認し、対応策等について共通理解を図る。・ 各学年の児童の問題行動の確認と対策について話し合う。（保護者対応を含む）・ いじめについて (いじめアンケート結果や教育相談週間で相談内容の確認と対応の検討)
【その他】	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月の職員会議で生徒指導の問題（いじめ・問題行動・不登校）について職員の共通理解を図る情報交換の場を設ける。・ 職員打ち合わせで生徒指導上の問題等の共通理解を図る。

2 学校いじめ問題対策委員会

【会議の開催計画】	毎月1回・月曜日の放課後（生徒指導部会の中で討議）
【構成メンバー】	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年主任 ※重大事態について話し合いを行う場合は、当該事案の性質に応じて学校評議員や八幡中スクールカウンセラー及び適切な専門機関を加えるなどの方法によって対応する
【役割について】	<ol style="list-style-type: none">①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割②いじめの相談・通報の窓口としての役割③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割④いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止

(1) いじめを生まない人間関係・楽しい学校や学級づくり

- ①児童・生徒同士や児童・生徒と教職員の望ましい人間関係づくり
- ②充実した学校生活、わかる授業、公平公正な学級経営
- ③発達段階に即した確かな児童・生徒理解
- ④障害(発達障害を含む)についての適切な理解
- ⑤児童・生徒との信頼関係を築く教職員の言動

【学校としての取り組み】

4月	挨拶運動、児童会の取り組み（1年生を迎える会）、生徒指導部会生活アンケート、
5月	挨拶運動、生徒指導部会 Q-Uアンケート
6月	挨拶運動、児童会の取り組み（スポーツ集会）、生徒指導部会
7月	挨拶運動、生徒指導部会、生活アンケート、教育相談週間 保護者面談
8月	小中連携授業研修及び情報交換（八幡中学校区）
9月	挨拶運動、生徒指導部会
10月	挨拶運動、生徒指導部会
11月	挨拶運動、児童会の取り組み（集会）、道徳公開授業 生徒指導部会、小中連携授業研修及び情報交換（八幡中学校区） 命を大切にするキャンペーン
12月	挨拶運動、教育相談週間、児童会の取り組み（集会）、生徒指導部会 人権教室、生活アンケート、保護者面談
1月	挨拶運動、生徒指導部会
2月	挨拶運動、生徒指導部会、学校評価（保護者、教職員、学校評議員等） 生活アンケート
3月	挨拶運動、生徒指導部会、幼小交流会 （1年生と桜保育園、スクルドエンジェル保育園、ふるいちば保育園）

(2) 児童がいじめを考える場の設定

- ①道徳・人権教育、心の教育の充実
 - ・千葉県道徳映像資料を活用した授業
 - ・道徳授業の公開（11月）
- ②学級活動、児童会活動での話し合いの実施
 - ・優しい言葉づかい（ふわふわ言葉）の推奨
 - ・代表委員会の開催
- ③児童会活動の推進
 - ・いじめゼロ運動
 - ・イエローリボン着用
 - ・児童会主催集会

(3) 学校、家庭、地域、関係機関との連携

- ①学校内での情報共有（生徒指導部会・学校いじめ問題対策委員会の開催）
- ②幼小中の連携強化（近隣保育園及び幼稚園、八幡小・五所小・八幡中学校）
 - ・交流活動の実施（情報交換・合同研修）
- ③地域との連携強化

- ・学級懇談会 ・ミニ集会の開催
- ④市教育委員会、青少年指導センター、内房地区少年センター、市原警察署などとの連携推進

4 いじめの早期発見

(1) 計画的ないじめアンケートの実施

- ①市で統一したアンケート 年3回（6月・1月・3月）
- ②定期的な生活アンケート調査※3年保存
 - 4月 … 学級編成後の人間関係や日常生活の不安・悩みの把握
 - 7月 … 教育相談週間に向けての不安・悩みの把握
 - 12月 … 教育相談週間に向けての不安・悩み把握
 - 2月 … 進級及び進学に向けての不安・悩みの把握

【アンケートの目的】

- ・いじめの発見 ・いじめの実態把握 ・いじめの発生後の経過把握

(2) 養護教諭・SC・SCA・心のサポーター等との連携 P22・23参照

- ①気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②相談方法・日時などの周知
- ③把握した情報を正確に校長、教頭へ報告
 - 秘密を厳守した上で報告し、必要な情報を共通理解できるようにする。

(3) 教育相談活動の充実

教育相談週間（7・12月）の実施

教育相談活動は、すべての教育活動において展開されるべきものであるが、教育相談週間を全校児童対象に設定し、担任と昼休みに教育相談を実施する。

(4) 朝・帰りの短学活の活用

- ①学級担任による児童の観察
 - ・健康面 ・身体面 ・表情
- ②「思いやりの心」の育成を目指した担任の講話
- ③欠席児童へのサポート
 - 連続で欠席した児童に対し家庭訪問を行い、正確な欠席理由を把握する。

(5) いじめ発見チェックシートの活用

- ①気になる児童の言動や様子をチェックシートで確認する
- ②保護者用リーフレット「小さなサインを見逃さないで！」

5 いじめへの対処

(1) 早期対応

- ①迅速かつ組織的な対応

関係職員一人で抱え込むことなく、いじめ問題対策委員会を中核に組織的に対応する。必要に応じて保護者の協力を得て、関係機関と連携して取り組む。初期対応の重要性を共通理解し、速やかに対応する。

②情報収集と事実確認

被害児童や加害児童から慎重に話を聞くとともに、多方面から情報を収集し、事実を明確にししながら、いじめの全体像を把握する。

(2) 解決に向けた指導と支援

①被害児童への対処

- ア 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- イ 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ウ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境をつくる。
- エ 被害児童の心理状況等に配慮しつつ、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、加害児童との関係改善を図る。
- オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

②加害児童への対処

- ア いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- イ 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ウ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解をさせる。
- エ 加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。

③周囲の児童への対処

- ア プライバシーに十分注意し、学級及び学年、学校の問題としてとらえる
- イ 学級での話し合いや学年・全校集会等を行い、再発防止に努める

ウ いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

④被害児童の保護者への対処

ア 事実を正確に伝える。

イ 受容的態度で接し、信頼関係の構築を図る。

ウ いじめの解決に向けて全力で取り組む姿勢を示す。

エ 連絡を密にとり、具体的な取組を伝える。

⑤加害児童の保護者への対処

ア 事実を正確に伝える。

イ 保護者の心情を理解し、共感しながら相談を進める。

ウ 立ち直りのために具体的な助言を行う。

エ 「それぐらい」とか「よくあること」等認識の甘いケースがあることから、事実のみならず今後予想されること、相手の心理等にも触れ、指導・支援する。

【石塚小学校の相談窓口】 P 2 2 ・ 2 3 参照

電話相談 0 4 3 6 - 4 1 - 9 1 4 2

相談室 0 7 0 - 7 5 9 7 - 8 6 2 3

(3) 再発防止

①経過観察と解決の判断

加害児童から被害児童への謝罪をもっていじめが解決したとはしない。いじめ問題対策委員会を中心に経過を観察し、校長がいじめの解決について判断する。

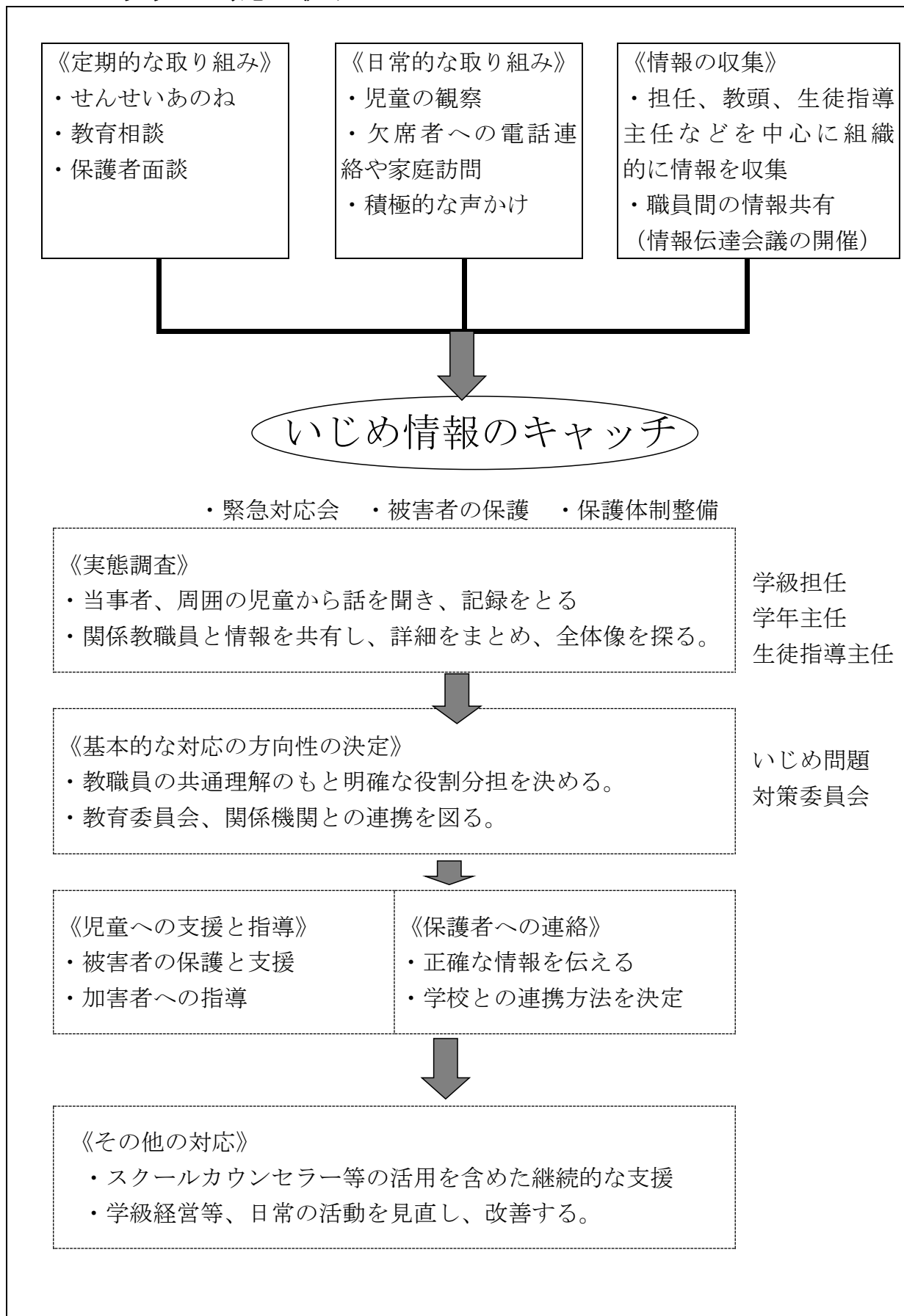
②被害児童への支援と加害児童への指導・助言

被害児童とその保護者に対する支援を組織的に継続するとともに、加害児童への指導及びその保護者へ指導・助言を行い、再発防止に努める。

③指導記録の保存

いじめに関する指導記録や資料は、3年間保存する。

6 いじめ発見と対応の流れ



第3章 重大事態への対処

1 重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童にして行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

【重大事態への対処】

①学級、学年で抱え込まず管理職に正確な情報を迅速確実に伝え、全職員が十分に認識する。

②最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。

③重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。

④教育委員会と協議の上、教育委員会から指示された場合、当該事案に対処する「学校いじめ対策組織（生徒指導部会）」を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。

⑤事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

⑥いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。

得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。

⑦教育委員会へ調査結果を報告する。

2 不登校児童への対処

(1) 欠席日数の把握

①欠席の多い児童の把握

安易に「病気による欠席」と考え、本人への支援を医療に委ねるのではなく、「学校の中で何かあったのではないか」等と考え、早期に対応することを基本とする。

②「連続3日」の欠席

3日連続で欠席した場合、原則担任は家庭訪問を行い、状況を確認する等のきめ細やかな対応をする。

(2) 具体的な初期対応

◎欠席1日目 学級担任による電話対応

①欠席理由を把握

②学級担任による電話連絡・家庭訪問の実施

◎欠席2日目 学級担任による手紙や電話による対応

◎連続欠席等3日目 学級担任による家庭訪問

③養護教諭等による連続欠席3日の児童チェック

④情報の収集

状況に応じて、周囲の児童や保護者・教職員等にも聴取するなどして不登校の原因や背景の把握に努める。

⑤対応の検討

今後の対応方法を検討するとともに、児童や保護者とながりのある教職員を中心に引き続き複数体制での家庭訪問を実施する。

⑥情報の共有化

いじめによる欠席が疑われる案件について、校内で情報を共有する。

◎連続欠席や1ヶ月通算欠席等7日目 組織による対応

⑦サポートチームの結成

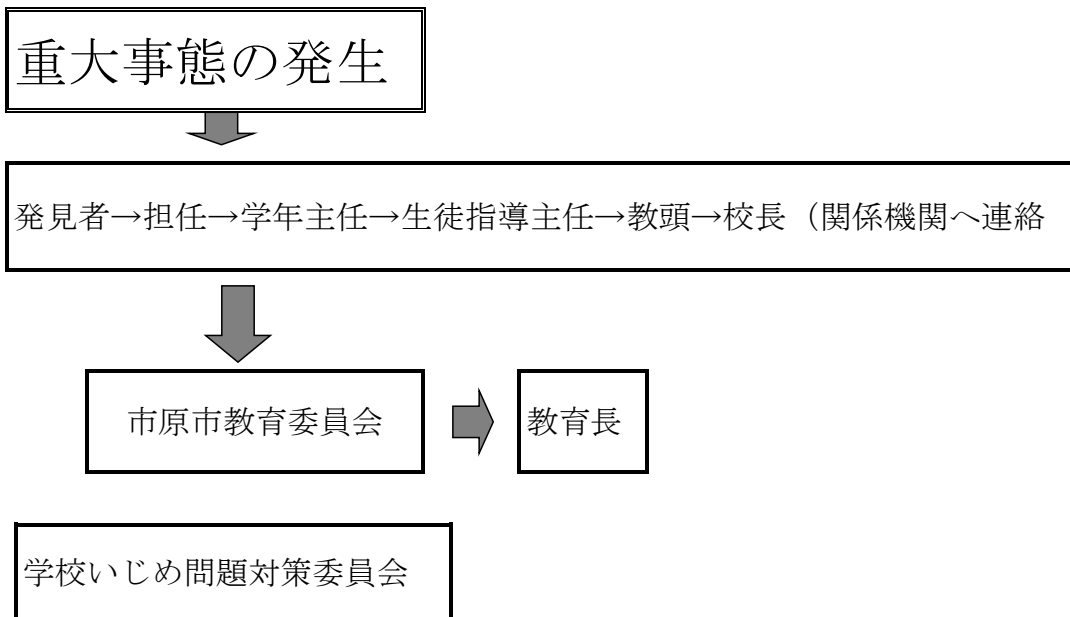
遅刻早退も加味して、サポートチームを構成し、基本方針を検討する。

(3) 聞き取り結果の報告内容

- 1 当該児童 学年・学級、性別、氏名
- 2 欠席期間 当該児童の状況
- 3 調査の概要 調査期間・調査方法・調査組織
- 4 聴取内容 聞き取り内容の記録
- 5 聴取が必要な者 ①当該の児童・保護者 ②教職員
③関係する児童、保護者 ④その他
- 6 今後の当該児童への支援方針

2 重大事態が発生した場合の対応

(1) 基本的な対応の流れ



○市原市教育委員会の指導・助言のもと調査組織を設置する

○学校いじめ問題対策委員会には、必要に応じて専門的知識や経験を有する第三者の参加を図る。

事実関係の調査

○公平性、中立性の確保に努め、事実の調査に当たる。

○調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。

適切な情報の提供

○被害児童、保護者に適時・適切な方法で経過報告する。

- 個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、当該児童、保護者の了解を得る。

調査結果の報告

- 市原市教育委員会に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。
- 一報後、改めて文書により報告する。
必要に応じて警察へ報告する

(2) 警察への報告などについて

警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- ①学校や教育委員会においていじめた児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、学校においては、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが重要。
- ②いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。
早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案についてより（文部科学省）

(3) 加害児童への指導

加害児童に対しては人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ①いじめたとされる指導から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、学校は教職員が連携し必要に応じてスクールカウンセラーなどの協力を得たり関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ②迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③加害児童がいじめは人格を傷つけ、生命、身体又財産を脅かす行為であることを十分に理解し、自らの行為の責任を自覚する指導をする。
- ④児童の公人情報の取り扱いなど、プライバシーには充分留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め対応する。
- ⑤教育上必要があると認めるときは、児童に対して適切に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめは様々な要因があることに鑑み、懲戒などを加えるとき

には教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑥加害児童・生徒が、自らの行為に責任を果たして行く中で、しっかりと支えていく体制と具体策を職員で共通理解して対応する。

(4) いじめにかかわる各種記録様式

①聞き取り記録（様式1） ※様式1をもとに様式2を作成する。

②いじめ対応に係る事実確認票（様式2）

③対応記録（様式3）

④事故発生時の一報（様式4） ※重大事案の一報として市教委へ提出

⑤事故報告書（様式5）

様式1

聞き取り記録

No.

対応者（複数対応）

聞き取り日	月 日 ()	開始時刻	終了時刻

時 間	具体的聞き取り内容の記録
-----	--------------

いじめに係る事実確認票

No	確認事項	具体的事実
1	発生日時（確認日時）	
2	発生場所（確認場所）	
3	被害児童	年 組 氏名 (男 ・ 女)
4	加害児童	年 組 氏名 (男 ・ 女)
5	いじめの動機・きっかけ	
6	具体的な状況	
7	家庭環境	被害者
		加害者
8	日頃の言動や性格	被害者
		加害者
9	周辺児童からの情報	
10	これまでの問題行動	
11	その他	
	資料作成者	

【教職員共通理解用資料】 ※必要に応じて市教委へ提出

対応記録

No.

対応者（複数対応）

基本的な対応の方向性

本事案に基づく具体的な対応策

実施日	月 日 ()	開始時刻	終了時刻
-----	---------	------	------

時 間	具体的聞き取りや指導等の記録

様式4

事 故 発 生 時 の 一 報

市原市教育委員会学校教育課長 様

市原市立石塚小学校
校長 熊田 雅彦

1 件名 (事故の種別)			
2 学校名			
3 発生日時			
4 発生場所			
5 事故児童			
6 相手側			
7 事故の程度 (被害の程度)			
8 その他 (事故の状況及び原因) (事故発生時の処置)			
9 報告者 (学校)	職	氏名	
10 報告日時 (学校)	令和 年 月 日 ()	時 分	受信者名 (市教委)

教育事務所受信者 ()

様式5

事 故 報 告 書

令和 年 月 日

市原市教育委員会教育長 様

市原市立石塚小学校
校長 印

このことについて、市原市及び小学校管理規則第53条の規定により、下記の通り報告します。

記

I 事故の概要

- 1 事故の種別
- 2 発生日時
- 3 発生場所
- 4 当事者

5 事故の程度

II 事故の状況

- 1 事故の状況と現場見取り図



- 2 事故の原因

III 事故発生後の処置

(学校長の所見)

第4章 関係機関との連携

1 SC・SCAによる相談（中学校）

学校番号	中学校名	直通電話	学校電話	学校番号	中学校名	直通電話	学校電話
1	八幡中	43-1231	41-0772	1 2	南総中	92-0232	92-0044
2	菊間中	41-7743	41-3618	1 3	若葉中	25-3206	21-7911
3	市原中	41-3501	41-3424	1 4	有秋中	66-0258	66-1066
4	五井中	21-8353	21-3385	1 5	八幡東中	43-7501	43-7808
5	東海中	36-5617	36-1682	1 6	国分寺台中	22-1821	22-4567
6	姉崎中	62-5312	61-0100	1 7	姉崎東中	61-6481	61-6411
7	三和中	36-1996	36-0141	1 8	双葉中	36-7146	36-6211
8	湿津中	74-0025	74-0021	1 9	千種中	21-9115	21-2918
9	市東中	52-5817	52-0007	2 0	国分寺台西中	43-1867	43-1831
1 0	辰巳台中	74-7552	74-2475	2 1	ちはら台南中	52-3430	52-1781
1 1	加茂中	96-2929	96-0042	2 2	ちはら台西中	40-5921	40-5911

2 SCによる相談（石塚小学校）

進藤 宏美 毎月1回来校

3 心のサポーターによる相談（石塚小学校）

牧田 万里子 毎週火曜日 8:00～16:30

相談室携帯電話 070-7597-8623

4 メンタルヘルス相談医による相談（要予約）

場 所	メンタルヘルス相談医	所 在 地	電話番号
御所クリニック	木村 直人	五所133-2	42-1114
磯ヶ谷病院	木村 直人	磯ヶ谷35-1	36-1121
河野医院	河野 周一	五井中央西2-8-31	22-1356

5 その他の関係機関

	関係相談先名	電話番号
非行関係	ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497
	市原市青少年指導センター	0436-43-3939
	子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
	子ども家庭110番（中央児童相談所）	043-252-1152
	南房総教育事務所相談窓口	0438-20-3396

	関係相談先名	電話番号
いじめ	子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
	子ども人権相談（千葉県地方法務局人権擁護課）	0120-007-110
	市原市青少年指導センター	0436-43-3939
	いじめホットライン（市原市教育委員会）	0436-22-9090
	子ども家庭110番（中央児童相談所）	043-252-1152
	南房総教育事務所相談窓口	0438-20-3396
怠学・ 不登校	市原市教育センター	0436-41-3338
	子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
	市原市青少年指導センター	0436-43-3939
	子ども家庭110番（中央児童相談所）	043-252-1152
虐待	市原市役所子ども福祉課（家庭児童相談室）	0436-23-9746
	千葉県中央児童相談所	043-253-4101
	子ども家庭110番（中央児童相談所）	043-252-1152
人権相談	子ども人権相談（千葉県地方法務局人権擁護課）	0120-007-110
精神・ 心の相談	市原健康福祉センター	0436-21-6391
	心の相談電話（県精神保健福祉センター）	043-263-3893
	心の相談電話（県精神保健福祉センター）	043-268-7830・7474
家庭教育相談 しつけ	千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
	市原市役所子ども福祉課（家庭児童相談室）	0436-23-9746
	市原市子育てホットライン（保健センター）	0436-23-1187
	子ども家庭110番（中央児童相談所）	043-252-1152
	南房総教育事務所相談窓口	0438-20-3396
障害がある かもしれない 子どもの 養育相談	千葉県総合教育センター特別支援教育部	043-207-6025
	市原市発達支援センター	0436-36-6097
	市原市教育センター（電話相談）	0436-41-2825
	市原市教育センター（就学指導相談）	0436-41-3338
	市原特別支援学校	0436-43-7621